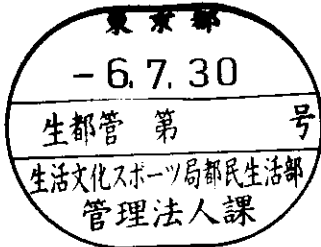


令和6年6月30日

東京都知事 殿



郵便番号 〒107-0062  
 特定非営利活動法人の所在地  
 東京都港区南青山2-2-15 WIN531  
 特定非営利活動法人の名称  
 特定非営利活動法人Adovo  
 代表者氏名 松岡 終吾  
 電話番号 090-9280-3939  
 ファクシミリ番号 03-6759-0496



## 定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたので、申請します。

### 記

1 変更の内容	法人の目的、事業内容、その他細かい事項
2 変更の理由	若い外国人労働者により効果的なサポートを届けるために事業内容を変更したい。また、それに伴って円滑な事業実施のため役職を含む組織体制の変更を行うため、定款の変更を行いたい。

### 備考

- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。
- 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。
  - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
  - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
  - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び同法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する同法第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録）
- 特定非営利活動促進法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が同法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
  - (1) 特定非営利活動促進法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
  - (3) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

(裏)

- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
  - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
  - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
  - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場  
合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
    - (ロ) 役員等との取引
  - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者  
で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）  
の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
  - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
  - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
- ③ 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準  
に適合している旨並びに同法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の特定非営利活動促進法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

## 特定非営利活動法人 Adovo 定款

### 新旧対照表

新	旧
<p><b>第3条（目的）</b>  <u>この法人は、日本人学生が中心となって、外国人技能実習生など日本で働く若い外国人を支援・サポートする事業を行うことにより、外国人労働者の社会統合促進を図るとともに、日本の学生の社会活動の促進、多文化共生への意識向上に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>（目的）  <b>第3条</b> この法人は、<u>近年急速に増加している日本の技能実習生を中心とした外国人労働者の人権問題の解決を図るとともに、中高生の社会活動の促進を図り、以て、ともに生き、学び合う「ともいき社会」の実現に寄与することを目的とする。</u></p>
<p><b>第4条（特定非営利活動の種類）</b>                      この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>社会教育の推進を図る活動</u></li> <li>(2) <u>まちづくりの推進を図る活動</u></li> <li>(3) <u>学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u></li> <li>(4) <u>人権の擁護又は平和の推進を図る活動</u></li> <li>(5) <u>国際協力の活動</u></li> <li>(6) <u>職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u></li> </ol>	<p>（特定非営利活動の種類）  <b>第4条</b> この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>社会教育の推進を図る活動</u></li> <li>(2) <u>学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u></li> <li>(3) <u>人権の擁護<sup>ス</sup>または平和の推進を図る活動</u></li> <li>(4) <u>子ども<sup>ス</sup>の健全育成を図る活動</u></li> <li>(5) <u>職業能力の開発<sup>ス</sup>または雇用機会の拡充を支援する活動</u></li> <li>(6) <u>前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u></li> </ol>
<p><b>第5条（事業の種類）</b>                      この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>地域多文化共生推進事業</u></li> <li>(2) <u>海外講習事業</u></li> <li>(3) <u>オンライン日本語教室事業</u></li> <li>(4) <u>多文化共生研究・発信事業</u></li> <li>(5) <u>相談対応事業</u></li> <li>(6) <u>情報発信事業</u></li> <li>(7) <u>学生ベトナム派遣事業</u></li> <li>(8) <u>その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></li> </ol>	<p>（事業の種類）  <b>第5条</b> この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>国際交流推進事業</u></li> <li>(2) <u>日本語教育促進並びにその研究に係る事業</u></li> <li>(3) <u>外国人労働者等の人権問題に係る研究及びその啓発事業</u></li> <li>(4) <u>作文コンテストの開催事業</u></li> <li>(5) <u>学生団体、ボランティア団体の援助及び交流事業</u></li> <li>(6) <u>類似の事業を行う個人、団体、法人の援助及び交流事業</u></li> </ol>

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人及び団体

第7条 (入会)

会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会を希望するものは、代表理事が別に定める規定に従って入会手続を行い、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申込があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)

賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、既に納入された入会金及び会費については返還しないものとする。

第10条 (退会)

会員は、代表理事が別に定める規定に従って退会手続を行い、任意に退会することができる。

(7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体

(2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人及び団体

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条 (除名)

会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款のほか、総会において別に定める規定に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 12 条 (種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上

(2) 監事 1 名以上

2 理事のうち代表理事とし、事業部会長、事務局長をそれぞれ1名置くことができる。

3 第1項に規定する役員のほか、必要に応じて顧問を置くことができる。

第 13 条 (選任等)

理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または該当役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれること になってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第 14 条 (職務)

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上15 人以内

(2) 監事 1 人以上4 人以内

2 理事のうち1 人を理事長とし、副理事長を1人以上 4 人以内置くことができる

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれること になってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 事業部会長は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 事務局長は、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### 第17条 (解任)

役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第18条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### 第21条 (総会の権能)

総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び予算並びにその変更

(4) 事業報告及び決算

(5) 解散における残余財産の帰属

#### 第22条 (総会の開催)

通常総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の6分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### 第23条 (総会の招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30

日以内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 人会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の6分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30

日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第25条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### 第26条（総会の議決）

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。あらかじめ通知しない事項について緊急の議題とする場合には、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### 第27条（総会での表決権等）

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達

日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### （総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### （総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### （総会での表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがで



の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 28 条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### 第 31 条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事

かない。

#### （総会の議事録）

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### （理事会の開催）

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事か

から招集の請求があったとき。

### 第 32 条 (理事会の招集)

理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### 第 33 条 (理事会の議長)

理事会の議長は、代表理事もしくは事務局長がこれにあたる。

### 第 34 条 (理事会の議決)

理事会における議決事項は第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第 35 条 (理事会での表決権等)

各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

ら招集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から9日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

### (理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長もしくは副理事長がこれにあたる。

### (理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 36 条 (理事会の議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名 (書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 37 条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品・賛助金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 各種補助金及び助成金
- (7) その他の収益

第 39 条 (資産の管理)

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 43 条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 44 条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事

の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### 第 46 条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、<sup>事務</sup>代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 52 条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載しておく。

#### 第 54 条 (職員の任免)

事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

#### 第 55 条 (組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、事務局長が別に定める。

#### 第 56 条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、事務局長がこれを定める。

業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) 及びこの法人のホームページにおいて行う。

#### (職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

#### (組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 総会議事録

1	法人名	特定非営利活動法人A d o v o
2	日付	令和6年6月30日
3	時間	16時～17時
4	場所	東京都新宿区市谷本村町10-5 JICA地球ひろば 6階セミナールーム
5	正会員総数	122名
6	出席者数	70名（うち書面表決者30名）
7	審議事項	(1) 第一号議案 本法人の定款変更について (2) 第二号議案 事業計画及び活動予算について (3) 第三号議案 役員の変更について
8	議長選任 以下、敬称略	司会より、松岡 終吾を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。

## 9 議事の経過の概要及び議決の結果

## (1) 第一号議案 本法人の定款変更について

議長より、定款案及び別紙新旧対照表を配布し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

## (2) 第二号議案 事業計画及び活動予算について

議長より、定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書案及び活動予算書案を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

## (3) 第三号議案 役員の変更について

議長より役員を変更したい旨を述べその理由を説明した。議長がその賛否を議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。




## 10 議事録署名人の選任に関する事項

選任された議事録署名人

小山 笙護、水田 知希

以上、この議事録が正確であることを証します。

確 認 日 令和6年 6月 30日

議長	松岡 務吾	
議事録署名人	小山 笙護	
議事録署名人	水田 知希	

1